学校において予防すべき感染症

■　学校保健安全法施行規則による感染症の種類と出席停止期間の基準　　2023年5月8日

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱（エボラウイルス病）	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ熱	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎（ポリオ）	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス）	
	中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルス）	
	特定鳥インフルエンザ	
	新型インフルエンザ等感染症	
	新感染症	
第２種 ※ただし医師が感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない	新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過（発症日を０日目）し、かつ、症状が軽快した後１日を経過（軽快した日を０日目）するまで
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後（発熱日を第0日目）5日を経過し、かつ、解熱した後（解熱日を第０日目）２日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後２日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎（侵襲性髄膜炎菌感染症）	
第３種	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	クリミア・コンゴ出血熱	